

## 剰 余 金 処 理 お よ び 損 失 処 理

(令和4年5月17日時点)

当団体は NPO であり、剰余金を分配することはできない。従って、剰余金が発生した場合には、全額を積立て、必要があれば次年度の事業運営費用に充当する。また、組織解散時には会則に基づき、国庫または他団体へ財産は帰属する。